

1 ITベンチャーの創業・成長を促進するための環境整備

官民協調資金供給スキームの創設

我が国の産業が継続して発展し、経済が活性化していくためには、新規事業の創出が不可欠であり、とりわけIT分野のベンチャーの振興が我が国経済の活性化及び雇用の創出の牽引力となるものとして期待されている。また、「e-Japan重点計画2003」においても、ITを活用した新たなビジネスを創造し、我が国の産業の国際的な競争力の向上を目指すことが指摘されている。他方、ITベンチャーは、創業後間もない企業が多く信用力が乏しいなどの理由から、資金調達・人材の確保・販売先の確保等が難しく、優れた技術が新規事業化に結びつきにくいなどの課題が発生している。こうした状況を踏まえ、総務省では関係省庁と連携し、

資金供給、人材・ノウハウ、税制等の面において、ITベンチャーの創業・成長を促進するための支援措置を講じている（図表）。

また、平成15年7月のITベンチャー研究会の中間報告を受け、総務省では、創業後間もない段階のITベンチャーに対する民間ベンチャーキャピタルによる投資活動を活性化し、ITベンチャーの資金調達環境の改善を図ることを目的として、民間ベンチャーキャピタルが出資等を行うITベンチャーに対して、独立行政法人情報通信研究機構が助成金を交付するという、官民協調型の助成金制度を平成16年度から創設した。

図表 主なITベンチャー支援施策

	主な施策	施策の概要	備考
資金供給（出資、助成金等）	先進技術型研究開発助成金	・先進的な技術の研究開発を行うITベンチャーに対して、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、研究開発に必要な資金の一部を助成	平成15年度は15件の交付決定
	情報通信ベンチャー助成金	・平成16年度より、創業後間もないITベンチャーに対して、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、民間ベンチャーキャピタルからの出資等を要件として、新規事業化に必要な経費の一部を助成 ・平成15年度までは、創業後間もないITベンチャーに対して、通信・放送機構（現独立行政法人情報通信研究機構）を通じ、新規事業化に必要な資金の一部を助成	平成15年度は19件の交付決定
	テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資	・特定通信・放送開発事業実施円滑化に基づき、総務大臣から「通信・放送新規事業」として認定を受けた事業者に対し、テレコム・ベンチャー投資事業組合が出資	平成15年度は7件新規出資（累計40社）
	低利融資	・日本政策投資銀行等による新産業の創出・活性化に資する事業に対する低利融資制度	
（情報通信ベンチャー支援センター） 人材・ノウハウ	情報通信ベンチャー交流ネットワーク	・HP上（情報通信ベンチャー支援センター）でITベンチャーと大企業やエンジェルとのマッチングができる場を提供	
	無料経営相談	・HP上の情報通信ベンチャー支援センターでの弁護士・公認会計士等の専門家による無料の経営相談・指導	
	情報提供	・情報通信ベンチャー支援センターによる支援情報の提供（ワンストップ機能）	
	知的財産戦略セミナー	・ITベンチャーの知的財産に関する意識の向上等を促進するため、日本弁理士会等と協力し、平成15年10月より、全国14か所、「ITベンチャー知的財産戦略セミナー」を開催	
	ベンチャー経営塾	・成功ベンチャーの講義 ・ビジネスプランの作成等を指導、ビジネスプラン発表会を開催	
税制	エンジェル税制	・特定中小会社の株式を取得した場合に、同一年分の他の株式譲渡益から当該対象株式の投資額を控除 ・特定中小会社の株式について、譲渡損が発生した場合は、当該譲渡損を翌年以降3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算。譲渡益が発生した場合は、一定の要件の下、当該譲渡益を2分の1に圧縮	
	非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ	・平成16年より、非上場株式の譲渡益に対する税率について、26%から20%に引下げ	
	ストックオプション税制	・ストックオプション（新株予約権）を取得した者が、新株予約権を行使した場合に、その権利行使により生じた経済的利益について課税を繰延（年間権利行使額1,200万円以下）	
	中小企業投資促進税制	・中小企業が取得する器具備品、機械装置等について、30%の特別償却又は7%の税額控除	
	研究開発税制	・試験研究費の総額に係る税額控除制度 ・産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除制度 ・中小企業技術基盤強化税制 ・開発研究用設備の特別償却制度 等	

関連サイト：情報通信ベンチャー支援センター（<http://www.venture.nict.go.jp>）

関連ページ ●●●● 情報通信ベンチャーについては、2-1-7（P.136）参照

2 電子署名・認証の普及促進

ネットワークを利用した社会経済活動の一層の促進のために

近年のインターネットの急速な普及に伴い、電子商取引をはじめ、金融・教育・医療・福祉・行政等様々な社会経済活動がインターネット上でも行われるようになりつつある。インターネットはオープンなネットワークであるため、相手方と対面せず誰とでも情報のやりとりができる便利な一面を持っているものの、相手方が本当に本人であるのか、やりとりしている情報の内容が途中で改ざんされていないかなどを確認することが必要となる。そのための有効な手段として、電子文書を作成した者を示すための措置である電子署名と、電子署名を行った者を証明する認証業務がある。電子署名には、用いる技術に応じて様々な方式があるが、公開鍵基盤（PKI：Public Key Infrastructure）に基づくものが、現在広く利用されている（図表）。また、電子署名・認証については、特定認証業務の認定、高度ネットワーク認証基盤に関する研究開発、電子政府推奨暗号リストの決定等の取組がなされている。

1 特定認証業務の認定

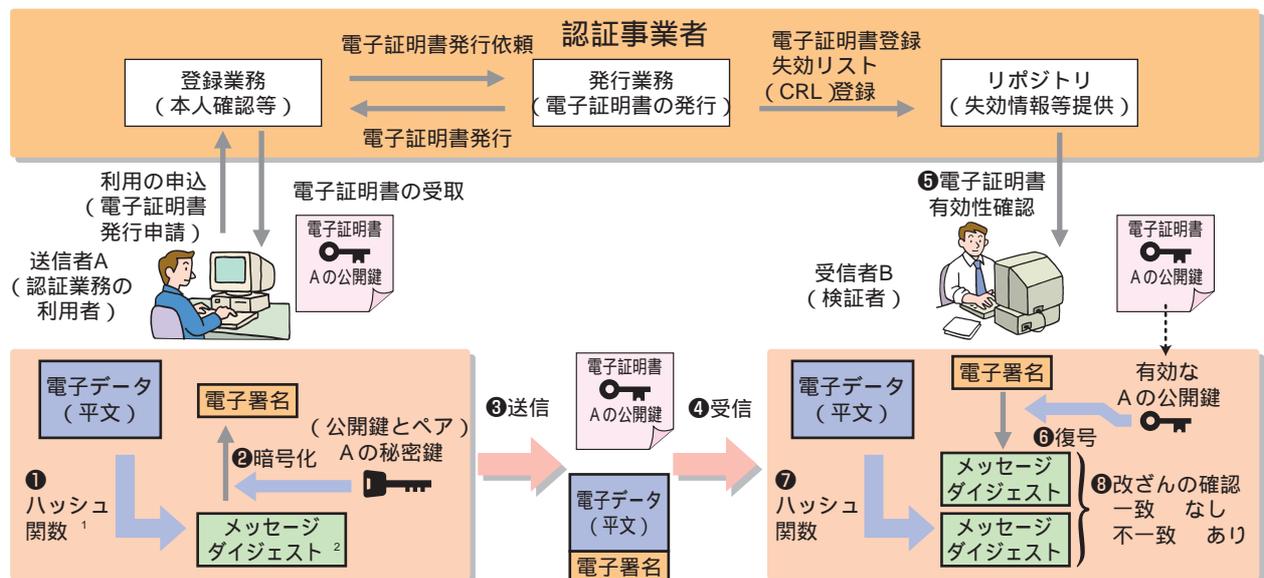
総務省、法務省及び経済産業省の3省の共管により平成13年4月から施行されている「電子署名及び認証業務に関する法律」では、本人が行った電子署名が付された電子文書等について手書き署名や押印が付さ

れた紙文書と同様の法的効力を認め、特定認証業務（省令で定める安全基準に適合する電子署名について行われる認証業務）に関し、業務に用いる設備や利用者の真偽の確認方法等の業務の実施方法が一定の水準を満たすものについて国による任意的な認定制度を導入している。平成15年度末現在で、20件の特定認証業務が認定を受けている。

総務省では、インターネットに関連する技術は進展が著しいこともあり、特定認証業務の認定に係る基準の見直しを適宜行い、電子署名の安全性や認証業務に係るセキュリティの確保に努めている。また、電子署名や認証業務に対する国民の理解を深めるため、電子署名が持つ法的効力や電子署名を行う際の注意事項等について、広報活動等を通じた普及啓発活動を行っている。

さらに、グローバルな電子商取引を促進するためには、電子署名及び認証業務に係る制度の国際的な調和を図ることが重要であり、シンガポールとの間で、自国において認定を受けている認証事業者が相手国政府へ認証業務の認定を申請した場合には、両国で定める手続きに従って認定手続を簡素化することが可能となっている。

図表 公開鍵基盤に基づく電子署名・認証業務のイメージ



1 ハッシュ関数：任意のデータ量の情報を一定のデータ量の情報に圧縮変換する一方方向性の関数
2 メッセージダイジェスト：電子データをハッシュ関数で変換して得た値

2 高度ネットワーク認証基盤に関する研究開発

誰もが電子証明書を利用した厳格な認証機能を手軽に利用することが可能となり、ネットワークサービスを安心して提供・利用できるようにするため、総務省では、高度ネットワーク認証基盤に関する研究開発を平成16年度から実施している（図表）。従来の電子証明書を利用した通信では、電子証明書を受け取った側が自らその検証を行う必要があるが、本研究開発では、電子証明書の検証を行う機能をネットワーク自体に具備させることにより、誰もが簡単に利用できる高度な本人確認機能を有するネットワーク基盤の構築を目指している。

また、民間における取組も活発となっており、平成15年12月に安心・安全インターネット推進協議会が設立され、平成15年度末現在で105の会員が参加し、通信相手を確実に特定する高度な認証やセキュリティが保証された通信を誰もが簡単に利用できるようなネットワーク環境を実現することを目的とした活動を推進している。

3 電子政府推奨暗号リストの決定

ネットワークを利用した社会経済活動において不可欠な情報セキュリティを確保するためには、客観的にその安全性が評価され、実装性に優れた暗号技術を採用することが重要である。そこで、総務省及び経済産業省が開催する暗号技術検討会並びに通信・放送機構（現独立行政法人情報通信研究機構）及び情報処理振興事業協会（現独立行政法人情報処理推進機構）が開催する暗号技術評価委員会の両研究会による暗号評価プロジェクトCRYPTREC（Cryptography Research and Evaluation Committees）において、平成15年2月に電子政府における調達のための推奨すべき暗号のリスト（電子政府推奨暗号リスト）が決定された。これを踏まえ、各府省は情報システムの構築にあたり暗号を利用する場合には、可能な限り電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号の利用に努めている。

現在、暗号技術検討会及び暗号技術評価委員会を発展的に再編した暗号技術監視委員会において、暗号に対する攻撃技術の一層の高度化に対応し、電子政府推奨暗号リストに記載された暗号の安全性を維持するために、暗号に関する技術動向を収集するなどの監視活動等を行っている。

図表 高度ネットワーク認証基盤に関する研究開発

インターネット上のなりすましを防止し、通信相手の特定を可能とすることにより、安心してネットワークサービスの提供、利用ができるよう、ネットワーク自体の安全性・信頼性を向上させる高度な本人確認機能を有するネットワーク基盤構築のための研究開発を行う

